

## 14 狩猟税

(単位:件、千円)

区分		狩猟者登録総件数	調 定 額
法 第 700 条 の 52 関 系	第1号に該当するもの	431	5,568
	<ul style="list-style-type: none"> <li>うち法附則第32条の2第1号に該当するもの(8,200円)</li> <li>うち法附則第32条の2第2号に該当するもの(8,200円)</li> <li>上記に該当しないもの(16,500円)</li> </ul>	3 183 245	25 1,501 4,042
	第2号に該当するもの	28	248
	<ul style="list-style-type: none"> <li>うち法附則第32条の2第1号に該当するもの(5,500円)</li> <li>うち法附則第32条の2第2号に該当するもの(5,500円)</li> <li>上記に該当しないもの(11,000円)</li> </ul>	0 11 17	0 61 187
	第3号に該当するもの	515	3,009
	<ul style="list-style-type: none"> <li>うち法附則第32条の2第1号に該当するもの(4,100円)</li> <li>うち法附則第32条の2第2号に該当するもの(4,100円)</li> <li>上記に該当しないもの(8,200円)</li> </ul>	30 266 219	123 1,090 1,796
	第4号に該当するもの	36	114
	<ul style="list-style-type: none"> <li>うち法附則第32条の2第1号に該当するもの(2,700円)</li> <li>うち法附則第32条の2第2号に該当するもの(2,700円)</li> <li>上記に該当しないもの(5,500円)</li> </ul>	12 18 6	32 49 33
	第5号に該当するもの	15	68
	<ul style="list-style-type: none"> <li>うち法附則第32条の2第1号に該当するもの(2,700円)</li> <li>うち法附則第32条の2第2号に該当するもの(2,700円)</li> <li>上記に該当しないもの(5,500円)</li> </ul>	1 4 10	2 11 55
	小 計	1,025	9,007
	第2項		
	第1号に該当するもの(上記税額の1/4)	0	0
	第2号に該当するもの(上記税額の3/4)	0	0
	小 計	0	0
	課税免除		
	法附則第32条第1項に該当するもの	279	-
	法附則第32条第2項に該当するもの	0	-
	小 計	279	-
	合 計	1,304	9,007

- (注) 1 法第700条の52第1項第1号とは、第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、同項第2号に掲げる者以外のもの
- 2 法第700条の52第1項第2号とは、第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者または同項第9号に規定する扶養親族に該当するもの(農業、水産業または林業に従事しているものを除く。)以外の者
- 3 法第700条の52第1項第3号とは、網猟免許またはわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、同項第4号に掲げる者以外のもの
- 4 法第700条の52第1項第4号とは、網猟免許またはわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得額を納付することを要しないものうち、第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者または同項第9号に規定する扶養親族に該当するもの(農業、水産業または林業に従事しているものを除く)以外のもの
- 5 法第700条の52第1項第5号とは、第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者
- 6 法第700条の52第2項については、放鳥獣猟区(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第68条第2項第4号に規定する放鳥獣猟区をいう。)のみに係る狩猟者の登録についての規定であるが、福井県においては、当該区域は該当がない。